

共同研究契約書

静岡県公立大学法人（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）は、静岡県公立大学法人共同研究取扱規程に基づき、次の条項により共同研究契約を締結する。

（定義）

- 第1条 本契約書において「発明等」とは、発明、考案及び意匠をいう。
- 2 本契約書において「研究成果」とは、本契約に基づき得られた発明等をいう。
- 3 本契約書において「研究担当者」とは、別表1に掲げる者をいう。
- 4 本契約において「優先実施権」とは、本共同研究により得られた発明等を乙又は乙の指定する者（以下「乙達」という。）が優先的に実施できる権利をいう。

（共同研究の内容）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる研究を共同で実施する。

- (1) 研究題目
- (2) 研究内容
- (3) 研究実施場所 静岡県立大学 （学部名）／
- (4) 研究実施期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- (5) 契約金額

研究等に要する経費	円
消費税及び地方消費税（ %）	円
合計	円

（研究者）

- 第3条 甲及び乙は、別表1に掲げる者をもって共同研究を行うものとする。
- 2 甲及び乙は、甲又は乙に属する者を新たに本共同研究の研究担当者として参加させようとするときは、あらかじめ相手方に書面により通知し、相手方の書面による承諾を得るものとする。

（研究経費の支払方法）

第4条 乙は、共同研究に係る研究料及び共同研究において発生する経費（以下「研究経費」という。）として、第2条第5号（別表2に内訳を記載）に掲げる金額を、甲が発行する請求書に定める支払い期限までに支払わなければならない。

(委託)

- 第5条 甲及び乙は、本共同研究の一部又は全部を委託してはならない。ただし、あらかじめ相手方に書面により通知し、相手方の書面による承諾を得たときは、この限りではない。
- 2 甲又は乙は、前項ただし書きに規定する委託を行う場合は、委託先も本契約のうち関係部分の契約事項を遵守させるものとし、その責任を負う。

(研究経費により取得した設備等の帰属)

- 第6条 研究経費により取得した設備及び機械器具等（以下「設備等」という。）は、甲に帰属するものとする。

(施設及び設備等の提供)

- 第7条 甲及び乙は、それぞれ別表3に掲げる施設及び設備等を共同研究の利用に供するものとする。
- 2 甲及び乙は、本共同研究の遂行に当たり、相手方より設備等の貸与を受ける際には、善良なる管理者の注意義務をもってその保管及び管理を行うものとする。

(共同研究の中止又は期間の延長)

- 第8条 天災その他共同研究の遂行上やむを得ない事由があるときは、甲乙協議の上、文書をもって共同研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。この場合において、損害が生じたとしても甲及び乙は、その責めを負わないものとする。
- 2 前項の場合において研究期間を延長しようとするときは、研究実施期間終了日の30日前までに相手方に申し入れ、甲乙協議するものとする。

(研究経費の不返還)

- 第9条 甲は、既納の研究経費を返還しない。ただし、前条に規定する場合又は甲が特別の理由があると認めた場合は、この限りではない。

(共同研究の実施期間の延長に伴う研究経費の追加負担)

- 第10条 第8条の規定により研究実施期間を延長する場合は、甲は、乙と協議の上、その事由に応じ乙に研究経費の追加負担を求めることができる。

(本共同研究の報告及び成果の帰属)

- 第11条 甲及び乙は、本契約の有効期間中、本共同研究により得られた研究成果の進捗状況について相互に連絡し合うものとし、その実施の要領については別途協議して決定する。
- 2 甲及び乙は、研究実施期間の満了後30日以内に、本共同研究の研究実施期間中に得ら

れた研究成果について、双方協力の上報告書を取りまとめるものとし、甲乙それぞれが前記報告書を保管するものとする。

- 3 前項の規定により取りまとめた研究成果は、甲乙の共有とする。ただし、本契約締結前より甲又は乙が保有していた部分は、甲又は乙それぞれに帰属する。

(知的財産権の帰属)

第 12 条 甲及び乙は、研究成果に係る特許を受ける権利及び当該権利に基づき取得される特許権（以下「共有に係る特許権等」という。）に係る出願をしようとするときは、その持分は別途協議の上、共同出願契約で定めるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙に属する研究員が、単独で発明等を行った場合は、当該発明等は甲又は乙それぞれに帰属するものとする。

(持分の譲渡等)

第 13 条 甲及び乙は、共有に係る特許権等の持分の譲渡、専用実施権の設定又は通常実施権の許諾に当たっては、あらかじめ相手方の書面による同意を得なければならない。

(優先実施権)

第 14 条 甲は、共有に係る特許権等を乙が指定して甲が許諾する者に限り、優先的に実施させることができる。

- 2 乙達は、共同研究の結果生じた発明であって、甲に属する研究員が単独で行い、甲が承継した発明等に係る特許を受ける権利及び当該権利に基づき取得される特許権（以下「甲に係る特許権等」という。）について、誠実かつ積極的に行うことを条件に、出願の日から 30 か月を超えない範囲において、甲に係る特許権の実施及び実施許諾に関する交渉を甲と優先的に行うことができる。
- 3 前 2 項の規定により、乙達が共有に係る特許権等又は甲に係る特許権等を実施しようとする場合には、甲に対し、実施許諾の申込みをしなければならない。
- 4 甲は、前項の規定により優先実施権を取得した者が、共有に係る特許権等若しくは甲に係る特許権等を正当な理由なく実施しないとき、又は優先的に実施させることが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、乙達以外の者に対し、共有に係る特許権等又は甲に係る特許権等の実施を許諾することができる。

(成果の実施)

第 15 条 乙達が本研究成果を実施しようとするときは、別に定める実施契約に基づいて行わなければならない。

- 2 乙達が本研究成果を優先的に実施したい旨の要望があるときは、甲乙協議の上、別に定める実施契約に優先的実施に係る条件等を定めるものとする。

3 乙は、甲が試験研究及び教育上の観点から当該発明を実施することについては、同意するものとする。

(実用新案権等の取扱い)

第 16 条 第 12 条から前条までの規定は、実用新案登録を受ける権利、実用新案権及び意匠登録を受ける権利及び意匠権について準用する。

(秘密の保持)

第 17 条 本契約書において秘密情報とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 本共同研究の結果得られた成果のうち、秘密である旨の表示が付された書面、サンプル等の有形物又は有形無形を問わず甲及び乙で秘密情報として取り決めた書面により確認されたもの
 - (2) 本共同研究の実施に当たり、相手方より開示がなされた書類、図面、写真、試料、サンプル、磁気媒体、光学媒体、電子メール等のうち、秘密である旨の表示が付された情報
 - (3) 本共同研究の実施に当たり、相手方より秘密であることを告げた上で口頭によって開示され、かつ開示後 30 日以内にその要旨を書面で交付された情報
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる情報は秘密情報ではない。
- (1) 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
 - (2) 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
 - (3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
 - (4) 正当な権限を有する甲及び乙以外の者から守秘義務を負うことなく適法に取得したことを証明できる情報
 - (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発又は取得していたことを証明できる情報
 - (6) 書面により事前に相手方の同意を得た情報
- 3 甲及び乙は、本共同研究の実施に当たり、秘密情報を、研究担当者以外に開示又は漏えいしてはならない。
- 4 甲及び乙は、秘密情報について、当該研究担当者がその所属を離れた後も含め、研究担当者以外に開示又は漏えいしない義務を、当該研究担当者に対し負わせるものとする。
- 5 第 3 項の規定にかかわらず、甲及び乙は、研究担当者以外の秘密を知る必要のある甲及び乙それぞれの役職員に対して、当該役職員がその所属を離れた後も含め本条に規定する秘密保持義務を遵守する義務を課した上で、秘密情報を開示することができる。
- 6 甲及び乙は、秘密情報を本共同研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 7 甲及び乙は、相手方より開示された秘密情報の一部又は全部について、相手方から返還又は破棄をする旨の要求が文書又は口頭にてなされた際には、速やかに当該秘密情報

を相手方に返還し、又は破棄しなければならない。ただし、当該秘密情報の相手方への返還又は廃棄が困難であると認められる場合、甲乙協議の上、当該秘密情報の取扱いを定めるものとする。

8 甲及び乙は、秘密情報につき、裁判所又は行政機関から法令に基づき開示を求められたときは、次の各号の措置を講じることを条件に、当該裁判所又は行政機関に対して当該情報を開示することができる。

- (1) 開示する内容をあらかじめ相手方に通知すること
- (2) 適法に開示を命じられた部分に限り開示すること
- (3) 開示に際して、当該情報が秘密である旨を書面により明らかにすること

9 第2項から前項までの有効期限は、第2条第4号に定める本共同研究開始の日から研究実施期間の終了日又は、研究中止後3年間とする。なお、甲乙協議の上、文書をもってこの期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(研究成果の公表)

第18条 甲又は乙は、共同研究による研究成果を公表できるものとする。

2 前項の公表の時期及び方法は、甲乙協議して定めるものとし、発明等の出願日及び公表者を考慮しなければならないものとする。

3 乙は、共同研究による研究成果に甲の大学名称等を使用しようとする場合は、甲が別に定める手続を経るものとする。

(損害賠償)

第19条 甲及び乙は、本共同研究に参加させた研究者又は自己の役職員が、本契約に違反して、故意又は重過失により相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第20条 甲及び乙は、相手方が次のいずれかに該当し、相当な期間を定めて文書により勧告し、同期間内には是正されないときは、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 相手方が本契約の履行に際し、データ改ざん、虚偽報告、合理的理由なく一方的に本研究の中止等、不正又は不当な行為をしたとき。
- (2) 相手方が本契約に違反したとき。ただし、社会通念上、軽微であると認められたときは、この限りではない。

2 甲又は乙の一方に、次のいずれかに該当する事由を生じたときは、相手方は何ら催告せず、本契約を解除することができる。

- (1) 手形若しくは小切手の不渡を出し、又は銀行取引停止処分を受けたとき。
- (2) 差押え、仮差押え、仮処分、競売申立て又は滞納処分を受けたとき。

- (3) 破産（自己申立ての場合も含む。）、会社清算若しくは会社特別清算開始、会社更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがあったとき。
- (4) 監督官庁から営業の取消し、又は停止等の処分を受けたとき。

（反社会的勢力の排除）

第 21 条 甲及び乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）は、次の各号のいずれにも該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員（暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含む）
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力団等
 - (6) その他前各号に準ずる者
- 2 甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 甲又は乙は、相手方が第 1 項又は第 2 項に違反した場合、何ら催告することなく本契約を解約することができる。
- 4 甲又は乙は、前項の規定により本契約を解約したことにより相手方に損害が生じたとしても、これを賠償又は保証することを要せず、また、かかる解約により自らに損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとする。

（安全保障輸出管理）

第 22 条 甲及び乙は、本契約に基づき相手方から提供された貨物及び技術又は本研究の成果による貨物及び技術を輸出又は提供する場合、外国為替及び外国貿易法及びこれに関連する法令を遵守しなければならない。

- 2 甲及び乙は、本契約に基づき相手方から提供された貨物及び技術又は本研究の成果による貨物及び技術を大量破壊兵器等の設計・製造・使用・保管等の目的に自ら使用せず、また、かかる目的に使用されることが判明している場合は、直接・間接を問わず輸出又は提供を行わないものとする。

(本契約の有効期限)

第 23 条 本契約の有効期間は、第 2 条第 4 号の研究実施期間と同一とする。

2 本契約失効後においても、第 12 条から第 17 条まで及び第 22 条、第 25 条の規定については、当該条項に定める期間又は対象事項がすべて消滅するまで有効に存続するものとする。

(協議)

第 24 条 この契約に定めのない事項及び本契約の解釈に疑義が生じたときは、法令の規定に従うほか、甲乙協議の上、定めるものとする。

(専属的合意管轄)

第 25 条 本契約に関する訴えは、被告の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

年 月 日

甲 所在地 静岡県静岡市駿河区谷田 52 番 1 号
名 称 静岡県公立大学法人
代表者 印

乙 所在地
名 称
代表者 印

別表 1

区分		氏名	所属・職名
共同研究に参加予定の静岡県立大学教員			
乙に所属する研究員	甲の施設に派遣される研究員		
	乙の施設において当該研究に従事する研究員		

別表 2

研究経費の区分	金額(税込)	備考(内訳)
共同研究員に係る研究料	円	
研究に要する経費	円	報償費 円
		旅費 円
		物品購入費 円
		その他 円
		共回事務費 円

別表 3

区分	所属	設 備 等		
		名 称	形式・仕様	数 量
甲	静岡県立大学			
乙				

(注) 上記のほか、共同研究上、必要に応じた施設・設備等の使用については、甲乙協議の上、定めるものとする。